

農地中間管理事業評価委員会における評価及び意見

○ 開催日時・場所

- ・令和5年6月28日(火)午後1:00～3:00
- ・NOSA I 会館2階研修室(甲府市宝1-21-20)

＜評価委員(敬称略)＞

山梨大学生命環境学部教授	渡辺 靖仁(委員長)
元山梨県中小企業団体中央会専務理事	橘田 恭
元山梨県農政部技監	小澤 和茂
元笛吹市農業委員	春田 美子
山梨県指導農業士会会長	名執 昭仁(欠席)
前山梨県青年農業士会会長	明立 康之(欠席)

※所管課である農政部担い手・農地対策課 清水課長補佐、外池主査が出席

○ 報告事項

- (1) 令和3年度農地中間管理事業の評価委員会概要の公社HPでの公開について
(公社 對木事務局長 説明)

- ・「農地中間管理事業の推進に関する法律第9条第4項」の規程に基づき、情報公開している項目のうち、令和4年6月28日の評価委員会にて、委員からいただいた評価と意見は【報告事項】のとおり。また、委員から頂いた意見・要望への対応状況については、協議事項の(1)の(ア)で説明する。

○ 協議事項

- (1) 令和4年度 農地中間管理事業の実施状況の評価について

(ア) 令和4年度 農地中間管理事業の実績(公社 對木事務局長 説明)

＜事業実績＞

○ 農地の借入れ、貸し付けの実績

- ・令和4年度についてもラジオやチラシなどで事業の周知を図るとともに、市町村にも直接訪問して働きかけを行い事業推進の協力をお願いした。
- ・県主催の企業の参入セミナーで中間管理事業をPRした。
- ・県全体では、借入件数・面積、貸付件数・面積とも昨年度と比較し大幅な増加となり、貸付面積は過去最高である300ヘクタールとなった。
- ・中北地域においては、中間管理事業が定着してきており、更新や利用権設定からの切替も堅調。新規では企業への大規模貸付が多いのに加え、県外農業者への貸付も増加している。
- ・峡東においては、シャインマスカットの栽培面積の拡大に加え、市町村の協力によって利用権設定から中間管理への移行が順調に進んでいる。
- ・峡南地域においては、長年取り組んできた新規就農者の育成事業が功を奏し、実績に繋がっている。
- ・富士・東部地域では、積極的な活動により、実績をあげることができた。

○機構借受農地整備事業の実施状況

- ・農地中間管理権を取得した農地に簡易な整備を行い担い手に貸し付ける事業を、46 地区で約 14.05ha 実施した。

○農地売買等事業

- ・規模縮小農家から農地を買い入れ規模拡大志向農家へ売却し、担い手への集積を支援する事業を、笛吹市で 1 件、面積 41a、2,902 千円実施した。

○果樹苗木育成・担い手貸付に関する事業の実績

- ・果樹栽培を希望する新規就農者の経営初期のリスクを軽減するため、機構が借り受けた農地を整備し苗木を植え、3 年間育成管理した後に貸し付ける事業を実施しており、新たに令和 4 年度は甲州市塩山地区にモモのほ場を設置した。
- ・平成 31 年度に設置した韮崎市大草地区のほ場を新規就農者に貸し付けた。

○農地中間管理事業以外の公社事業

- ・農地中間管理事業を進めていく中で連携して行う事業として、農業の担い手支援に関する事業、県奨励品種等種苗供給対策事業等の実績を説明。

(イ) 令和 4 年度 農地中間管理事業の収支決算 (公社 對木事務局長 説明)

○令和 4 年度農地中間管理事業決算報告書について

- ・公社全体の決算報告書を説明した後に、農地中間管理事業の決算について説明を行った。

〈貸借対照表〉

- ・流動資産については未収金の前年度との比較増減の要因等について説明。
- ・流動負債については事業未払金の前年度との比較増の要因等について説明。
- ・固定負債については長期預り保証金の前年度との比較増について説明。

〈正味財産計算書〉

- ・経常収益については用地売却等収益、農地中間管理用地貸付について説明。
- ・経常費用については農地中間管理事業借賃原価の内容について説明。

(ウ) 賃料の未収、未払い案件の対応について (公社 中村専務理事 説明)

未収について

- ・令和 4 年については順調に回収が進み、12 件中残すところあと 3 件
- ・令和 3 年については法的措置も取りつつ、費用対効果をみながら着実に進めている
- ・令和 2 年事務処理ミスの残りで過払いが 16 件ある。対象者に対し丁寧に説明し、慎重に進めていく。

未払いについて

- ・主に地権者死去によるものであり一律の対処は難しいが、今後は未払い金については減っていく見通し。
- ・昨年渡辺委員から、未収・未払い案件の対応を外部委託することはできないかとの提案があったが、農地は一般の不動産と異なる特殊性があること、また費用の問題から、当面は職員で対応することにするが、関係機関に相談しより良い方法を模索したい。

【委員による評価】

[橘田委員]

- 対前年比の増加をみれば、素晴らしい成果が上がっている。制度が活かされ、担い手に農地が集約できていることは努力の表れである。
- 賃料の未収金の徴収について、きちんと成果も上がっている。残っている分については、いろいろ難しいだろうが、事例によっては債権放棄もありうるだろう。制度にもいろいろ問題があるようなので、国と相談して改善できることがあれば引き続き取り組みを進めてほしい。

[小澤委員]

- 事業をスタートした時に比べれば、確実に実績が上がっている。
ただ、8割を担い手に集約しようという国の大目標に比べれば、4割ちょっとというのは数字的には少なく見えるが理由は明らかで、山梨は水田地帯ではなく、樹園地など1筆の面積が小さいからである。そのような状況でこれだけの実績を上げているのは全国にも誇れるのではないか。ぜひ今後も頑張ってもらいたい。
- 自身が農業委員を務めていて感じることは、市町村の中間管理事業に関わる職員が足りないということ。事業を進めたくても、委託先である市町村のマンパワーが不足していると痛感している。件数に応じて委託料を増額するなどの対応が必要ではないか。
- 賃料の未収について、制度的にどうしても未収は出てしまうのだから、国がリスクを軽減する制度を考えないと、職員の負担が増えてしまう。国への働きかけを行っていただきたい。

(事務局)

前年実績に応じて委託費の増額はしており、中間管理事業での件数も増えてきている。

今後は利用権がなくなり、2年後に件数は3倍以上になることが予想されるが、中間管理事業の予算確保などについて引き続き国へ働きかけていきたい。

[春田委員]

- 自分の周りを見ると荒廃農地が増えてきているので、中間管理機構で貸借を進めていただいているのは大変よいことだと思う。ラジオなどで周知を図っているが、まだ中間管理を知らない人もいし、どうやって活用するか分かっていない人もいし。今後も周知に力を入れてほしい。
- 農業法人が無計画に規模拡大して、手が回らなくなって畑が荒廃しているところを目の当たりにしている。契約時の審査をしっかりとすることで、未収金を減らすことができるのではないか。

(事務局)

昨年、春田委員より同様のご意見をいただいたことを参考に、今年度から農地を原状回復するための保証金制度を改正した。

契約時の審査についてはこれまでも行ってきたが、昨今の人手不足により、貸借期間中に農業法人も従業員に欠員が出た場合に補充がうまくいかない現状がある。

耕作できない畑は、次の担い手に引き継げるよう随時調整している。

[渡辺委員長]

- 中間管理の方針として10年以上の貸付が基本だったはずだが、事業が10年経過していないのに更新契約があるというのに違和感がある。
- 実績の中で、耕作放棄地・利用権からの付替など、内容ごとの比率はどうか他県ではどのようになっているかも詳しく知りたい。

(事務局)

果樹地帯においては農地と果樹をセットで貸し付けるため、きちんと営農できるかどうかの判断の為、まずは様子見で3年からという契約も多くある。近年は果樹が好調の為、更地で借りて新植するケースも増えている。その際は、10年以上の契約とするように指導するようにしている。

(2) 令和5年度農地中間管理事業の取り組みについて (公社 對木局長 説明)

(ア) 法改正に対応した今後の農地中間管理事業について

(イ) 令和5年度 山梨県農地中間管理機構活動方針

[小澤委員]

- 地域計画を2年間のうちで策定する前提で話が進んでいるが、実際にはかなり難しいのではないか。2年後も今と同じ状況ではないか。

(事務局)

農業会議ほか関係機関と連携し、速やかに進めていけるよう努力していく。

[渡辺委員長]

- 関係機関が一体となって目標地図など地域計画を作成するということが、具体的な取り組みは何かあるか。

(事務局)

県農政部も力を入れており、県職員を1名農業会議に派遣し、地域計画の作成を推進するために農業委員会などを指導している。

[渡辺委員長]

- そういった県のやる気が突破口となって、市町村の地域計画策定の動きを後押しすればよいと思う。関係者におかれては、頑張りすぎて倒れてしまわないよう、十分気を付けてほしい。